

江東区立図書館システム構築業務委託 プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

江東区立図書館システムの更新に伴う次期システムの構築及び現行システムからの移行、本件事業の進行管理等を委託し新しい図書館情報サービスを導入する。

図書館システムの更新にあたっては、現行システムからの確実な移行を基本とし、デジタルトランスフォーメーション（DX）に対応した利用者サービス等を導入する。運用の合理化、安定性及びセキュリティの確保を重視したシステムを構築するため、豊富な経験と実績を有し、質の高い業務を遂行できる事業者を選定する必要があることから、企画提案（プロポーザル）による業者選定を行うものである。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 江東区立図書館システム構築業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「企画提案仕様書」のとおり |
| (3) 委託上限額 | 357,383,400 円（税込） |
| (4) 契約期間 | ①令和8年7月下旬予定から令和9年3月31日
②令和9年4月1日から令和9年9月30日 |

※委託上限額は、令和8年度及び令和9年度の合算とする。

※令和9年度は、令和8年度の履行状況が良好な場合に契約を締結する。

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。

- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による。）。
- (6) プライバシーマークまたは I S M S 認証（ISO/IEC27001）を取得していること。
- (7) 令和3年度以降に、江東区と同規模以上（蔵書数（1,500,000冊数程度）、年間貸出冊数（4,500,000冊数程度））の図書館がある自治体において図書館情報システムを導入して、一年以上稼働実績があること（更新を含む）。

4. スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和8年5月13日（水）～令和8年6月12日（金）
- (2) 質問受付期間
令和8年5月13日（水）～令和8年5月26日（火）
- (3) 現地視察
令和8年5月21日（木）
- (4) 質問回答期限
令和8年6月3日（水）
- (5) 参加表明書の提出期限
令和8年6月9日（火）午後5時必着
- (6) 企画提案書等の提出期限
令和8年6月12日（金）午後5時必着
- (7) 第1次審査
令和8年6月18日（木）
- (8) 第2次審査
令和8年7月2日（木）
- (9) 最終選定結果通知
令和8年7月8日（水）

5. 現地視察

- (1) 視察場所 江東図書館、豊洲図書館
- (2) 視察内容 予約棚（IC連携）及びブックポスト（豊洲図書館のみ）
- (3) 視察日時 江東図書館：令和8年5月21日（木）午前10時から
豊洲図書館：令和8年5月21日（木）午後2時から
各館とも1階正面入り口に現地集合とする。
- (4) 参加申込 参加を希望する場合は、電子メールにより下記「14」に記載の担当部署まで、参加の旨の連絡をすること。なお、参加人数

は3名までとする。

(5) 申込期限 令和8年5月20日(水)午後5時必着

6. 参加手続

(1) 実施要領の公表

- ア 公募期間 : 令和8年5月13日(水)～令和8年6月12日(金)
- イ 公募方法 : 区ホームページにて公表
- ウ ホームページ

<https://www.city.koto.lg.jp/586010/librarysystem.html>

(2) 質疑・回答

- ア 質問受付期間 : 公募開始～令和8年5月26日(火)午後5時必着
- イ 質問方法 : 電子メール(件名を「江東区立図書館システム構築業務委託に関する問い合わせ」とすること。)により、下記「14」に記載のメールアドレスまで提出すること。
- ウ 回答期限 : 令和8年6月3日(水)午後5時
- エ 回答方法 : 質問への回答は区ホームページに掲示する。
質問者に対する個別の回答は行わない。
なお、一括で回答することとし、都度回答は行わない。

オ ホームページ

<https://www.city.koto.lg.jp/586010/librarysystem.html>

(3) 応募書類の提出

① 参加表明書

- ア 提出期限 : 令和8年6月9日(火)午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時)又は追跡できる方法で郵送すること
※提出先は下記「14」に記載の担当部署まで

② 企画提案書等

- ア 提出期限 : 令和8年6月12日(金)午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時)又は追跡できる方法で郵送すること
※提出先は下記「14」に記載の担当部署まで

7. 提出書類

(1) 参加表明書

- (2) 業務実績書
- (3) 企画提案書 正本1部 副本9部
- (4) 次期江東区立図書館システム構築価格提案書（見積書） 正本1部 副本9部
- (5) （別紙2）拡張性機能要件一覧 正本1部 副本9部
- (6) 次期江東区立図書館システムハードウェア及びソフトウェア導入見積書（税込） 正本1部 副本9部
- (7) 次期江東区立図書館システムソフトウェア保守委託経費見積書（税込） 正本1部 副本9部
- (8) 東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し（裏面印鑑証明部分を含む）

8. 企画提案書等作成における留意事項

- (1) 書類の提出時期については、「4. スケジュール」のとおりとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1案とする。
- (3) 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。
- (4) 企画提案書等において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とすること。
- (5) 副本には、事業者名が特定できる表現及びロゴマークなどを記載しないこと。もしくは、当該箇所にマスキングをすること。
- (6) 作成にあたって
 - ① 提出書類の形式については、自由書式とする。
 - ② 提出書類の様式については、A4サイズ（横）の横書きで作成し、原則として両面印刷とすること。なお、図表での説明等においてA4に収めることが困難な場合は、A3を折り込んで使用することができるものとする。
 - ③ 表紙及び目次を作成し、表紙及び目次を除いて、先頭からページ番号をふること。
 - ④ ページ番号は、表紙及び目次を除き「2. 提案書記載項目」に掲げる項目全体を含んだうえで、70ページ以内とすること。
 - ⑤ 提案内容は、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に、わかりやすく記述すること。
 - ⑥ 本文の文字サイズは10.5ポイント程度とすること。

(7) 上記「7. 提出書類」(6)は、提案する機器(品番含む)と、そのシステム導入に必要な経費(機器の導入・設置・設定等)を全て記載すること(基幹部分におけるLAN配線にかかる費用は除く)。また、機器(筐体)や業務単位等ごとに単価(必須)を記載すること。ただし、インターネット接続に関し、公開Web用インターネット回線は、必要とされる固定IPアドレスを備えた回線を図書館にて契約・用意するため、見積には含めないこと。令和8年度、令和9年度を分けて作成すること。

- ・ハードウェア本体(OS等含む)
- ・ICタグ関連機器
- ・パッケージ本体費用
- ・フィルタリングソフト
- ・設定費用(設計・テスト・データ移行含む)
- ・研修費用 など

(8) 上記「7. 提出書類」(7)は、システム本体のリース開始から、60か月分の経費を記載すること。賃貸借期間は令和9年10月1日から令和14年9月30日とする。企画提案書にて提案した保守内容を基に作成すること。なお、下記の作業費用を参考として記載すること。

- ・システム稼働後にカスタマイズ等の必要が発生した際の費用単価(一人/日)

(9) 上記「7. 提出書類」(3)は、以下の点に留意すること。また、令和8年度、令和9年度を分けて作成すること。

- ・データ移行手法について明記すること。
- ・移行期間の詳細スケジュールについて明記すること。
- ・保守定例会等の連絡体制について明記すること。
- ・運用期間中の図書館システムのバージョンアップについての考え方を明記すること。
- ・企画提案仕様書で指定した事項に対して、実現が難しい事項については「要求事項回答書」を作成(自由書式)して添付すること。本回答書に記載がない事項は全て実現が可能であると判断するので注意すること。また、実現は難しいが代替案がある場合は、それを記載すること。
- ・企画提案仕様書で指定した事項以外のパッケージ標準機能についても、企画提案書に記載することができるものとする。記載された内容については評価の対象に含めるものとする。ただし、記載された内容は標準機能として、本業務費用内に含める必要がある。

9. 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙「評価基準」に基づいて評価する。

(3) 第1次審査（書類審査）

提出書類について別紙「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に3事業者を第2次審査対象者として選定する。

第1次審査の結果は、令和8年6月18日（木）までに全ての参加者に電子メールにより通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

1事業者あたり60分（入退室及び準備5分、プレゼンテーション40分、質疑応答15分）程度とし、参加人数は4名までとする。

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、同額の場合、当該事業者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成及び再提出すること。江東区は、その価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が160点未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

10. 選定結果の通知

第2次審査の結果は、令和8年7月8日（水）までに第2次審査の参加者に電子メールにより通知する。

11. 契約手続

- (1) 第2次審査の結果、選定された候補者と江東区との間で委託内容、経費等について再度調整を行い、委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (3) 契約交渉の過程で生じる費用（印紙代等）については、すべて選定された候補者の負担とする。
- (4) 企画提案から契約手続の過程で、選定された候補者に信義則に反する不適切な行為があった場合などには、その地位を取り消して、次順位者を候補者として繰り上げる。
- (5) 選定後から契約締結までの間に、選定された候補者が提案資格を満たさない事態が生じた場合、提案資料等に虚偽の記載、及び、内容に重大な誤りがあった場合は、契約を締結しないこととする。
- (6) 契約締結後、提案資料等に虚偽の記載があることが発覚した場合、契約を解除する場合がある。

12. 選定結果の公表

選定された候補者との契約締結後、速やかに下記項目について区ホームページ (<https://www.city.koto.lg.jp/586010/librarysystem.html>) にて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ア (1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。
 - イ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

13. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

- (2) すべての提出書類について、提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (3) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成のために江東区から資料を受領した場合、その資料について、江東区の許可なく公表及び使用することはできない。
- (6) 電子メールや郵便等の事故について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (7) プロポーザルの参加にあたり、プロポーザル参加者に生じた損害等について、江東区はいかなる責任も負わない。

14. 担当

江東区教育委員会事務局江東図書館サービス推進係 井上・山口

電話：03-3640-3151

FAX：03-3615-6668

メール：5555020@city.koto.lg.jp

郵送先：〒136-0076 江東区南砂6-7-52

以上